

「大阪府社会福祉施設等従事者支援事業(第2弾)」の申請について(ご案内)

1. 事業概要

大阪府では、新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけが5類とされた以降も、感染対策の徹底などが求められている介護・保育施設等の従事者に対する支援として、社会福祉施設等の利用者等に接する業務に従事した社会福祉施設等従事者に対し、2万円相当のギフトカードを配付する事業を実施します。

2. 対象者について

大阪府内に所在する社会福祉施設等に、令和5年4月1日から令和5年12月1日まで(対象期間)において10日以上勤務し、利用者等と接する業務に1日以上従事していた方が対象です。

※退職者、派遣及び委託によるものを含む

※公務員(常勤・非常勤)は対象外

3. 支給要件について

次のいずれにも該当する従業者に対しギフトカードを配付します。

① 対象期間において、大阪府内にある保護施設、児童福祉施設、障がい児者施設、介護施設等の社会福祉施設等で10日以上勤務していた者。

※対象となる社会福祉施設等については、別表「対象施設等」をご覧ください。

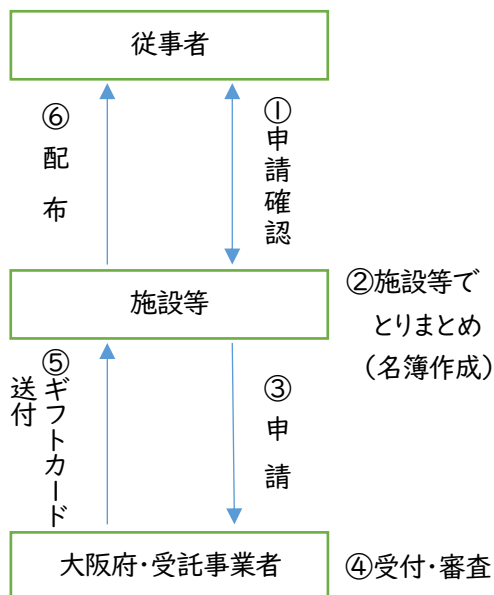
② 対象期間中、利用者等と接する業務に1日以上従事していた者。

【具体例】支給要件に合致する場合、以下の方は対象となります。

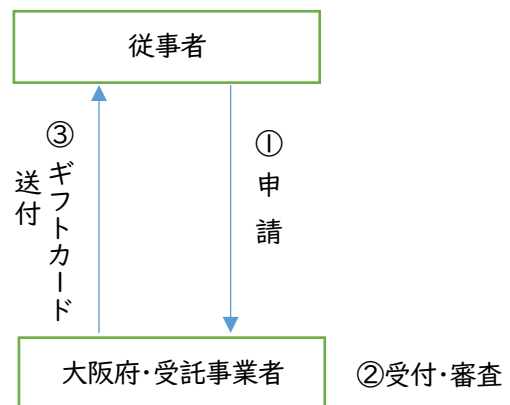
- ・介護福祉士等直接支援業務等(常勤・非常勤・派遣及び委託による従事者含む)
- ・理学療法士、作業療法士、看護師等医療関係業務(常勤・非常勤・派遣及び委託による従事者含む)
- ・管理者・法人役員等管理業務
- ・送迎業務、調理業務、事務(常勤・非常勤・派遣及び委託による従事者含む)
- ・公立施設における従事者(常勤・非常勤公務員は対象外。指定管理や派遣・委託による民間従事者は対象)
- ・令和5年12月1日までに退職している場合

4. 申請及びギフトカード配付の流れについて

【施設等でとりまとめの場合】



【個人申請の場合】



- | | |
|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>① 大阪府内に所在する施設等において、令和 5 年 12 月 1 日(基準日)に従事している従事者のうち、支給要件に合致する対象従事者に対して申請意思及び施設等からの手続きを委任する意を確認
※重複申請がないことも確認してください</p> <p>② 施設等において、申請意思のある対象従事者の名簿を作成</p> <p>③ 施設等において、行政オンラインシステム等により申請</p> <p>④ 受託事業者が申請受付・審査を実施</p> <p>⑤ 審査完了後、受託事業者から施設等あて対象従事者の人数分のギフトカードを送付</p> <p>⑥ 施設等から対象従事者あてにギフトカードを配付
※申請書に添付している申請者名簿の受領確認欄に従事者の確認をもらい、5年間保存すること</p> | <p>① 大阪府内に所在する施設等に従事し、支給要件に合致する対象従事者が、行政オンラインシステム等により申請
※退職された施設等からも申請されているといった重複申請がないようにしてください。</p> <p>② 受託事業者が申請受付・審査を実施</p> <p>③ 審査完了後、受託事業者から対象従事者へギフトカードを送付</p> |
|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|

5. 支給金額について

対象従事者 1 名につき 2 万円相当のギフトカード(1,000 円券×20 枚)を配付します。
※複数の施設等で働いている場合でも、対象従事者 1 名につき 1 回までの申請となります。

6. 申請方法について

原則、令和 5 年 12 月 1 日(基準日)に対象従事者が勤務している施設等を運営する事業者から、施設等单位で電子申請により申請してください。(パソコン・スマートフォン等で申請していただけます。)

- ① 原則、12 月 1 日(基準日)に勤務している施設等から申請(申請時に他の施設等で申請を行っていないか確認をしてください)
- ② 既に退職し、他の施設等に従事していない場合は、対象期間に勤務していた施設等からの申請、または個人申請
- ③ 勤務していた施設等が申請時において廃止している場合、その他やむを得ない場合は個人申請

【申請の流れ】

- ① 申請書類等の準備
 - A 施設等の場合
 - ・申請者名簿(エクセルファイル)・・・当事業ホームページからダウンロードし、入力してください。
 - B 個人の場合
 - ・本人確認書類等(マイナンバーカード(表面のみ)、運転免許証、パスポート等)
 - ・施設等での勤務を証する書類等(児童福祉施設等のうち里親等特定業種の従事者は、対象従事者であることを証明する自治体発行文書等)
- ② 大阪府行政オンラインシステムから申請
 - ・大阪府行政オンラインシステムの利用には利用者 ID の取得が必要です。
 - 以下から手続きをお願いいたします。
 - 大阪府行政オンラインシステム

<https://lgpos.task-asp.net/cu/270008/ea/residents/portal/home>



7. 申請期間について

令和5年12月4日(月)9時00分 から 令和6年1月19日(金)23時59分 まで

※受付期間を過ぎた申請は受付できませんので、速やかにご申請ください。

8. 申請及び支給スケジュールについて

12月4日(月) 申請受付

申請受付後に順次審査を開始し、審査を完了した順に施設等または個人あてにギフトカードを送付します。

ただし、申請書類の不備等があれば送付が遅れる場合がありますので、ご了承ください。

1月19日(金) 受付終了

3月29日(金) ギフトカード送付終了

※ギフトカードの送付をもって交付決定通知を行ったものとしますので、施設等で取りまとめされた場合は、速やかに従事者に配付するとともに、申請者名簿の受領確認欄に従事者の確認をもらい、5年間保管してください。

9. 留意点について

申請の根拠となる勤務実績が記載された資料等については、5年間保管してください。

必要に応じて調査する場合があります。

10. ホームページについて

申請書類や申請方法、QAなどの詳細については、大阪府ホームページをご確認ください。

「大阪府社会福祉施設等従事者支援事業の申請について」(11月下旬ごろに公開予定)

<https://www.pref.osaka.lg.jp/fukushisomu/fukushishisetsu2/zyuzisyashinnsei.html>



11. 問い合わせ先

大阪府社会福祉施設等従事者支援事業(第2弾)コールセンター

電話番号：06-7178-8891 (平日 9時から18時まで)

※12月2日(土)、3日(日)、9日(土)、10日(日)は9時から18時までコールセンターを開設しております。

別表 対象施設等

サービス種別	区分	施設等
保護施設	入所系	救護施設 更生施設
児童福祉施設等	入所系	乳児院 児童養護施設 児童心理治療施設 母子生活支援施設 婦人保護施設 自立援助ホーム ファミリーホーム 里親(対象期間中、児童福祉法第27条第1項第3号に基づく委託、並びに同法28条申立て等により一時保護委託を受けている者) 児童自立支援施設 子育て短期支援事業所 一時保護する施設
	通所系	保育所 幼保連携型認定こども園 認可外保育施設(ただし届出除外施設を除く) 放課後児童健全育成事業所(放課後児童クラブ) 幼稚園型認定こども園 保育所型認定こども園 地域型保育事業所(家庭的保育事業、小規模保育事業、事業所内保育事業) 一時預かり事業所(一般型、余裕活用型、幼稚園型) 病児保育事業所(病児対応型、病後児対応型、体調不良児対応型) 幼稚園 私立各種学校で、もっぱら日本国に居住する外国人を対象とする学校のうち、修学者の年齢層が概ね幼稚園の修学年齢に相当する課程等を設置している学校であって、大阪府教育長が特に必要と認める学校(ただし、当該課程等の従事者に限る) 児童心理治療施設(通所部)
	訪問系等	児童厚生施設(児童館) 利用者支援事業所 母子・父子福祉施設 地域子育て支援拠点事業所 子育て援助活動支援事業所(ファミリー・サポート・センター事業) 児童家庭支援センター 養育支援訪問事業を行う者 認可外保育施設(ただし届出除外施設を除く) 地域型保育事業所(居宅訪問型保育事業) 一時預かり事業所(居宅訪問型) 病児保育事業所(非施設型(訪問型))

障害児者施設	入所系	療養介護事業所 施設入所支援事業所 共同生活援助事業所 福祉型障害児入所施設 医療型障害児入所施設 短期入所事業所 福祉ホーム事業所 盲人ホーム事業所
	通所系	生活介護事業所 自立訓練(機能訓練)事業所 自立訓練(生活訓練)事業所 就労移行支援事業所 就労継続支援(A型)事業所 就労継続支援(B型)事業所 児童発達支援事業所 医療型児童発達支援事業所 放課後等デイサービス事業所 地域活動支援センター 日中一時支援事業所
	訪問系等	居宅介護事業所 重度訪問介護事業所 同行援護事業所 行動援護事業所 自立生活援助事業所 就労定着支援事業所 居宅訪問型児童発達支援事業所 保育所等訪問支援事業所 相談支援(地域移行・地域定着・計画相談・障害児相談)事業所 重度障害者等包括支援事業所 基幹相談支援センター・障害者相談支援事業所 移動支援事業所 盲ろう者向け通訳・介助員養成研修及び派遣事業所 訪問入浴サービス事業所
介護施設	入所系	介護老人福祉施設(定員30名以上) 地域密着型介護老人福祉施設(定員29名以下) 介護老人保健施設 介護医療院 介護療養型医療施設 養護老人ホーム 軽費老人ホーム 認知症対応型共同生活介護事業所(グループホーム) 介護予防認知症対応型共同生活介護事業所 有料老人ホーム サービス付き高齢者向け住宅

	<p>小規模多機能型居宅介護事業所 介護予防小規模多機能型居宅介護事業所 看護小規模多機能型居宅介護事業所 短期入所生活介護事業所 介護予防短期入所生活介護事業所 短期入所療養介護事業所 介護予防短期入所療養介護事業所</p>
通所系	<p>通所介護事業所 通所リハビリテーション事業所 介護予防通所リハビリテーション事業所 地域密着型通所介護事業所 認知症対応型通所介護事業所 介護予防認知症対応型通所介護事業所 通所型サービス事業所 その他の生活支援サービス(通所系)事業所</p>
訪問系等	<p>訪問介護事業所 訪問入浴介護事業所 介護予防訪問入浴介護事業所 訪問リハビリテーション事業所 介護予防訪問リハビリテーション事業所 訪問看護事業所 介護予防訪問看護事業所 定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所 夜間対応型訪問介護事業所 居宅介護支援事業所 介護予防支援事業所 訪問型サービス事業所 その他の生活支援サービス(訪問系)事業所 介護予防マネジメント事業所 地域包括支援センター 福祉用具貸与事業所 介護予防福祉用具貸与事業所</p>